

産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険料が軽減されます！

令和6年4月から、出産された方の産前産後期間の保険料が軽減されます。

※出産された方以外の方の保険料は軽減されません。

対象となる方

- 令和6年2月1日以降に出産された東京芸能人国民健康保険組合被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です。（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます。）

国民健康保険料の軽減・還付方法

- 出産月の前月から出産月の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）まで保険料が軽減されます。・・・対象期間

※軽減される保険料とは、出産された方に係る産前産後期間の保険料に限ります。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方				出産月		
多胎の方				出産月		

※多胎妊娠の場合は出産月の3ヶ月前から6ヶ月相当分が軽減されます。

- 令和6年度から事業開始となりますので、産前産後期間のうち令和6年4月以降の期間の分だけ、保険料が軽減されます。

令和5年11月	12月	令和6年1月	2月	3月	4月	5月
			出産月			

※令和6年2月に出産した場合、令和6年4月の保険料が軽減されます。令和6年4月より前の期間については軽減の対象とはなりません。

- 保険料の還付方法は、軽減される予定月の保険料を一旦、納付していただきます。
出産後に「届出書」を申請していただき、対象期間の保険料納入後に出産された方の軽減される保険料をまとめて組合員へ還付いたします。

申請方法

- 家族加入がある方（出産された方が当組合加入の場合）
家族加入のご連絡をいただいた方に、「届出書」を郵送しますので、ご申請ください。
- 家族加入がない方
 - ◎ 出産一時金直接支払制度及び受取代理制度を利用された方
医療機関等からの出産の事実を受け、「届出書」を郵送しますので、ご申請ください。
 - ◎ 出産一時金の申請をされる方
出産されたご連絡をいただいた方に、「届出書」を郵送しますので、ご申請ください。

届出に必要な書類

- ① 産前産後の保険料軽減措置届出書
- ② 出産日・親子関係を確認することができる書類（母子健康手帳コピー・住民票等）

産前産後の保険料軽減措置届出書

東京芸能人国民健康保険組合理事長 あて

届出年月日 年 月 日

国民健康保険組合規約第24条の2に規定する出産被保険者について、次のとおり届け出ます。

被保険者証(記号・番号)		7 4 - -		
組 合 員	氏 名			
	生年月日	年 月 日		
	住 所			
	電話番号			
出 産 日		年 月 日		
単胎・多胎妊娠の別		単胎 ・ 多胎		
出産した方 (出産被保険者)	☐ 組合員と同じ ☐ 組合員と違う ※どちらかに ☒ を入れて下さい。組合員の場合は、下記の氏名・生年月日の記載は不要です。			
	氏 名			
	生年月日	年 月 日		
送金先口座	銀行名			
	支店名	支店番号		
	預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義 (組合員本人)			

【添付書類】 届出に当たっては、この届出書に次の書類を添えてください。

- 出産日・親子関係を確認することができる書類（下記のいずれか1点）
- A. 母子健康手帳(出生届出済証明のページ) (注)多胎の場合は2人分必要
- B. 世帯全員の住民票 C. 出生証明書 D. 出産届受理証明書 E. 戸籍謄本

【組合記入欄】

軽減金額	円	収納状況	
軽減期間	年 月 ～ 年 月	支払予定年月日	年 月 日
加入年月日	年 月 日	受付番号	No.
備考欄			